

ただし書中「ただし」の下に、「育児短時間勤務職員については一週間ごとの期間について当該育児短時間勤務の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加え、「一週間」を「一週間」に、「ついて」を「ついて」に改める。

第二十八条の第三第二項中「八日（短時間勤務職員にあつては、八日以上）の週休日を設けなければ」を「八日（育児短時間勤務職員にあつては当該育児短時間勤務の内容に従つた八日以上、短時間勤務職員にあつては八日以上）の週休日を設けなければ」に、「必要により、四週間ごとの期間につき八日（」を「必要（育児短時間勤務職員にあつては、当該育児短時間勤務の内容）により、四週間ごとの期間につき八日（育児短時間勤務職員及び」に改め、「割合で週休日」の下に「（育児短時間勤務職員にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従つた週休日）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に関する経過措置）

2 第一条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第八条の規定は、育児休業をした職員が平成十九年八月一日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。

3 平成十九年八月一日において現に育児休業をしている職員が同日以後に職務に復帰した場合における改正後の条例第八条の規定の適用については、同条中「百分の百以下」とあるのは、「百分の百以下（当該期間のうち平成十九年八月一日前の期間については、二分の一）」とする。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。
 第五条の三中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

秋田県条例第七十号

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例（昭和二十二年秋田県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「県議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（平成十五年秋田県条例第四十一号）の施行の日から平成二十年六月三十日」を「平成十九年十月一日から平成二十年九月三十日」に、「議長にあつては百分の五、副議長にあつては百分の三、議員にあつては百

分の一」を「百分の五」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

秋田県条例第七十一号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「日本郵政公社の調べに係る郵便線路図その他」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

秋田県条例第七十二号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「（貸金業法関係手数料）」に改め、同条中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

秋田県条例第七十三号

秋田県立衛生看護学院条例の一部を改正する条例

秋田県立衛生看護学院条例（昭和四十一年秋田県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「秋田市千秋久保田町六番十号」を「横手市前郷二番町十番二号」に改める。

第八条を第十三条とし、第七条の次に次の五条を加える。

（使用の許可）

第八条 学院の多目的ホール（以下「多目的ホール」という。）の使用（学院の設置の目的以外の目的のための使用を含む。以下同じ。）をしようとする

る者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、貸切使用によらず多目的ホールの使用をする場合は、この限りでない。

(使用の許可の取消し等)

第九条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。

二 使用の目的を変更したとき。

三 知事の指示に従わなかったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、学院の管理上支障が生じたとき。

(使用料の徴収)

第十条 使用の許可を受けて多目的ホールの使用をする者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、多目的ホールの使用の都度徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、後納させることができる。

(使用料の減免)

第十一条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第十二条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由により多目的ホールの使用をすることができなくなった場合その他特に必要があると認めたる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表 (第十条関係)

区 分	使 用 料 の 額 (一時間につき)
多目的ホール	一、五〇〇円

備考

一 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

二 使用者が入場料(使用者が、いずれの名義であるかを問わず、多目的ホールの入場者から徴収するその入場の対価をいう。以下同じ。)を徴収するとき又は使用者が入場料を徴収しない場合で営業その他これに類する目的をもって使用するときの使用料の額は、この表に定める額に

七を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

秋田県条例第七十四号

秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例

秋田県病院事業使用料等徴収条例（昭和二十九年秋田県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表個室等の使用の項の次に次のように加える。

セカンドオペニオン（他の病院又は診療所の医師の診断又は治療方針等について意見を述べることをいう。）の提供

一回につき

一一一、〇〇〇円

附 則

この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

秋田県条例第七十五号

温泉法施行条例の一部を改正する条例

温泉法施行条例（平成十二年秋田県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三号中「若しくは名称」を削り、「住所」の下に「（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）」を加える。

第七条第二項第四号中「第十五条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第三号中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に、「温泉」を「温泉の」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第十六条第一項又は第十七条第一項の規定による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請 一件につき 七千四百円

第七条第二項第二号中「第九条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 法第十一条第二項において準用する法第六条第一項又は第七条第一項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請 一件につき 七千四百円

第七条第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 法第六条第一項又は第七条第一項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認の申請
第八条を削る。

一件につき 七千四百円

附 則

この条例は、平成十九年十月二十日から施行する。ただし、第六条第三号の改正規定及び第八条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

秋田県条例第七十六号

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類および基準を定める条例（昭和三十一年秋田県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「六月以上」を「十二月以上（第一項各号に該当する者にあつては、六月以上）」に、「と、同法」を「と、第一項各号に該当する者を同法」に改め、「に規定する特定受給資格者に相当するものとして知事が定める者を同項」を削る。

第十三条の二第二項を次のように改める。

2 職員が次に掲げる休業、勤務の形態又は休暇の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間（第三号に掲げる勤務の形態をしている職員にあつては、当該勤務の形態をしなかつたと仮定した場合の勤務時間からその者の勤務時間を減じて得た時間一時間）につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

一 修学部分休業（職員が知事が定める教育施設における修学のため二年以内の期間において一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

二 高齢者部分休業（職員が定年退職日から五年をさかのぼつた日後の日から定年退職日までの期間内において一週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務

四 部分休業（職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）

五 介護休暇（職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他知事が定める者で負傷、疾病又は老齢により知事が定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）

第十三条の五第一項中「（平成三年法律第百十号）」を削る。

第十三条の九を第十三条の十とし、第十三条の六から第十三条の八までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の五の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第十三条の六 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年秋田県条例第六十八号)第二条第一項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 第十条第一項に規定するそれぞれの基準日に自己啓発等休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(知事が定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第十一条第一項に規定するそれぞれの基準日に自己啓発等休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間(知事が定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、第一項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

附 則

1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 第十三条の二第二項の改正規定(同項第二号に係る部分を除く。) 公布の日

二 第十三条第四項の改正規定及び次項の規定 平成十九年十月一日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成二十年四月一日

2 この条例による改正後の企業職員の給与の種類および基準を定める条例第十三条第四項の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

秋田県条例第七十七号

都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例を廃止する条例

都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例(平成十五年秋田県条例第三十号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

秋田県条例第七十八号

秋田県道路路占用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県道路路占用料徴収条例(昭和四十三年秋田県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。